

# 三中だより

令和2年度 11月号



令和2年11月26日発行  
荒川区立第三中学校  
(学校通信 No. 10)  
校長 小柴 憲一

## 学校における幼児・児童・生徒等への健康・衛生管理の役割

学校において子どもの健康を管理する、そして発育発達を促進するための制度は、明治5年に発布された「学制」、その後「教育令」、さらに明治19年の「学校令」の公布など、学校教育制度が整備される中で、「学校衛生」として、明治時代に整えられてきたと言われています。ただし、当時の就学率は、明治10年で約4割とも言われており、制度は整ったものの、学校は十分な役割を果たせなかったとも言えます。

その後、昭和20年に終戦をむかえ、我が国の国民生活は食糧不足、物資不足等が深刻な問題となりました。また、敗戦を原因とする貧困状態、被災者(戦災者)、引き揚げ者、失業者、復員軍人、障がい者等々、生活苦は国民全域に渡ったとも言われています。特に、戦争による最大の被害者は子どもであり、戦争孤児、貧困児童、病弱児童、貧困のため学校に通えない子ども、飢えにより非行や犯罪をおかしてしまう子どもなども社会問題となりました。

そのような中、昭和22年、まだ物資不足・飢餓状態が続く中、3月31日教育基本法、そして学校教育法が公布され、翌日、4月1日に両法は施行されました。その学校教育法の第十二条で「学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康増進を図るため、身体検査を行い、及び適当な衛生養護の施設を設けなければならない」と示されたのです。

明治時代の「学校衛生」は、現在の「学校保健」となり、昭和33年には学校保健法(現在の「学校保健安全法」)が制定され、学校教育法第十二条について、新たな法による整備が図られました。そして、現在の学校保健安全法では

第十三条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。  
第二十三条 学校には、学校医を置くものとする。

と定められ、さらに学校保健安全法施行規則において、

第五条 法第十三条第一項の健康診断は、毎学年、6月30日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によって当該時期に健康診断を受けることのできなかった者に対しては、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を行うものとする。

第六条 法第十三条第一項の健康診断における検査の項目は、次の通りとする。

一 身長及び体重 二 栄養状態 …… 九 心臓の疾病及び異常の有無 十 尿

と、健康診断の時期や検査項目が明記されるとともに、第二十三条・第二十四条で、学校医・学校歯科医並びに学校薬剤師の職務執行の準則も定められました。

ちなみに、今年度6月30日までに健康診断を行えなかった理由は、新型コロナウイルス感染症による影響であり、規則第五条の「ただし、…」以下が適用されています。

こうして現在は、明治時代の制度ではなく、法整備された中で、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の皆様、そして検査機関の方々にお力添えをいただき、幼児・児童・生徒の健康を管理するとともに、学校内の衛生状況を整えています。

本校では、学校薬剤師の方からの衛生状況に関するご指導を受け、速やかに改善を図っております。また、学校医・学校歯科医の皆様による検診結果や検査機関による検査結果については、

その記録を学校で管理するとともに、必要な情報は保護者の皆様にお知らせいたしております。しかし、学校は治療をすることはできません。また、健康診断はあくまでもスクリーニングテストなので、該当のお子さんの保護者の方におかれましては、成長期にある子どもたちのためにも、医療機関を受診していただき、適切な助言をいただいたり、精密検査や治療をしていただいたりするなど、早めの措置を執っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

すでに、ご紹介はしておりますが、改めて感謝の気持ちも込めまして、本校の学校医・学校歯科医・学校薬剤師の皆様を紹介いたしますとともに、11月中旬までの、定期健康診断並びに学校衛生検査の実績についてお知らせいたします。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師の皆様

内科	館岡 克彦 先生
耳鼻科	吉見 健二郎 先生
眼科	茂澤 克己 先生
歯科	角 讓 先生
薬剤師	石田 裕美子 先生

令和2年度定期健康診断・学校衛生検査

月	日	曜	検査内容	対象
6	8	月	照度検査・騒音検査	抽出教室
6	10	水	給食室検査	給食室
6	23	火	空気・ダニ検査	校舎内
7	16	木	色覚検査(～30日)	2年生希望者
7	31	金	聴力検査	1—A
8	3	月	聴力検査	1—A
8	4	火	聴力検査	1—A
8	5	水	聴力検査	1—A
8	25	火	聴力検査	1—B
8	26	水	内科検診・身体計測	1年生
8	27	木	聴力検査	1—B、3—A
8	28	金	聴力検査	1—B、3—B
8	31	月	聴力検査	1—B、3—C
9	1	火	聴力検査	1—C
9	2	水	内科検診	2年生
			聴力検査	3—D
9	3	木	聴力検査	1—C
9	4	金	聴力検査	1—C、1—D
9	7	月	視力検査	1年生
9	8	火	聴力検査	1—D
			給食室検査・水質検査	給食室
9	9	水	聴力検査	1—D

9	11	金	貧血検査	1年生希望者
9	12	土	聴力検査	1—D、1—E
9	14	月	視力検査	2年生
9	15	火	腎臓検診(尿検査)一次	全学年
			眼科検診	全学年
9	16	水	腎臓検診(尿検査)一次予備日	全学年
9	17	木	聴力検査	1—E
9	18	金	聴力検査	1—E
9	23	水	内科検診・身体計測	3年生
9	29	火	心臓検診一次	1年生、他学年の対象者
10	1	木	歯科検診	全学年
10	8	木	腎臓検診(尿検査)二次	対象者
10	9	金	腎臓検診(尿検査)二次予備日	対象者
10	29	木	腎臓検診三次	対象者
10	30	金	腎臓検診三次	対象者
11	5	木	耳鼻科検診	全学年
11	10	火	視力検査	3年生
			照度検査・騒音検査	抽出教室
11	11	水	脊柱側彎症検診	1年生、他学年の対象者

## 2年生 おもしろ探究授業 PART1 -「計画的な人生づくり」-

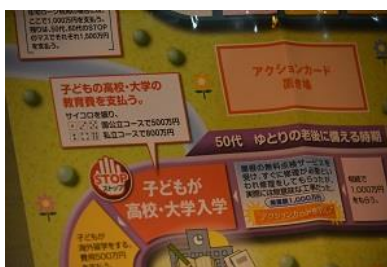
11月10日(火)1校時、第一生命保険株式会社 カスタマーファースト推進部 消費者志向推進室マネージャーの 藤脇 千恵子 様 をお招きし、2年生でおもしろ探究授業を実施しました。

授業前半で、4人ずつのグループになってすごろく式のゲームを行いました。ゲームがスタートで「就職」がスタートで「公的年金」受給年まで、「結婚」「出産」「住宅購入」「子どもの進学」「退職」「子どもの結婚」などの節目があります。また、人生の途中で、クレジットカードが悪用されてしまったり、友人の借金の保証人としての責任をとらされることとなったり、ネット上で詐欺に遭ってしまったり、自転車事故



で賠償金・治療費を支払うことになったり、自分自身が病気になったりなどのトラブルに遭遇するなど、予想外のトラブルに備えて、例えば生命保険がカバーできる範囲を知ったり、若いうちに加入した方が保険料は定額であることを知ったり、貯蓄を含めてどのような準備をしておけばいいのかなどのライフプランを、体験的に楽しく学ぶことができました。

その後、藤脇先生から、ゲーム中に出てきた事例を取り上げ、技術・家庭科の家庭的分野でも学習する「消費生活」のうち、「金銭の管理」「消費者被害」「消費者の権利」などについてご講義いただきました。



道徳科のような生きるための心のありようというよりも、この日は、人生を送るうえで、10年・20年後など、先を見通しながら計画的に生きていくことが、その人にとって豊かな人生を送る一つの条件であることを学んだと思います。



## 2年生 おもしろ探究授業 PART2 「放射線と私たちの生活」

11月14日(土)は、帝京大学医療技術学部診療放射線科教授の 大谷 浩樹 様、一般財団法人日本原子力文化財団企画部の 川俣 陽平 様 をお招きし、再び、2年生でおもしろ探究授業を実施しました。

2時間続きの授業であることと、体育館が密にならないようにするために、1・2時間目にA・B組、3・4時間目にC・D組という2部制としました。

1時間目は、放射線に対する正しい理解を深めるために、「そもそも放射線は、大地・食べ物・空気・宇宙など自然界のあらゆるところに存在していること」「放射線がものを通り抜ける力を利用して、物を壊さずに仏像の中を検査したり、足を切断せずに骨の状況を検査したりすることに活用されていること」「がんの治療のため、傷を付けない、痛みを伴わない方法として放射線治療が行われていること」「放射線を受ける量について、通常の人で必要以上に心配のない程度」「外部被ばくは絶対に人にうつるものではないこと」などについて学習しました。

2時間目は、二人1組で放射性物質が放つ放射線を観察することと、放射線測定器を一人1台持って校舎内・校庭の様々な箇所です放射線量を測定する活動をしました。そして、人体に全く影響のない、ごく微量の放射線物質でも、糸のように放射線を放っている様子を美しいと感じたり、どこで測定しても 0.05 $\mu$ Sv程度の放射線量は測定されることを体験的に学習しました。



かつて、東日本大震災により原子力発電所で事故が起きたとき、住民の避難に伴い「放射能がうつるからこっちに来るな」という大人や子どもの発言が幾度となく報道されました。しかし、このような学習で、子どもたちは放射線に対する正しい知識をもつことになり、知識がないための誹謗・中傷の加害者にさせてしまうことを防ぐことになり、「災害に伴う人権問題」にかかわる人権教育の一環とも言えるのです。